

令和5年度高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金公募要領

1 事業名

高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金

2 事業の目的

この補助金は、資材費や人件費等の増加によって、次世代型ハウスの整備費が高騰している状況を鑑み、次世代型ハウスの整備コスト低減に向けた検証の取組に要する経費の一部を支援することを目的とします。

3 補助対象事業等

令和5年度高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金交付要綱第3条のとおりです。

4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 県内に本社が所在すること。
- (5) 本社及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本社及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 補助金交付限度額

20,250 千円/1棟(補助対象限度額:40,500 千円/1棟)

※一定基準を満たした参加者の中から、予算の範囲内で候補者2者を決定します。

6 審査委員会の設置

別途定める「高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

7 補助事業者の決定方法

- (1) 提出された事業計画書について、審査委員会において審査を行い、補助金交付の相手方となる候補者を選定します。審査は、「高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金審査要領」にあらかじめ定めた審査基準に基づき公正に行います。

審査委員会は、応募申請書類の内容を審査し、補助金交付の相手方となる候補者2者を決定します。

(2) 県と補助金交付の相手方の候補者は、事業計画書の内容をもとにして、補助事業の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「協議」という。)を行います。この協議が整ったときに、補助金交付の手続きに進みます。補助金交付に際して、事業計画書の修正を条件とする場合があります。

8 公募開始及び説明会

(1)公募開始

公募開始日は令和5年4月3日(月)からとします。

(2)説明会

- ・日時: 令和5年4月14日(金)午後1時30分から
- ・場所: 高知県農業技術センター本館 3階会議室 (南国市廿枝 1100)
- ・申込方法: 説明会参加申込書(1号様式)による電子メールでの受け付け
又は高知県電子申請システムにより受け付けます。
- ・申込期限: 令和5年4月10日(月)正午

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1事業者当たり2名までの参加とします。

9 質疑と回答

質疑は令和5年4月19日(水)正午までに質疑書(2号様式)を電子メールで提出して下さい。質疑と回答の内容は高知県庁農業イノベーション推進課のホームページに掲載します。

10 資格要件の確認

資格要件を確認させていただきますので、以下の書類を提出して下さい。

(1)提出書類一覧

様式名	提出書類の名称	説明	部数
3号様式	参加資格審査申込書		
—	参加資格審査確認書類	a のみ、又は b 及び c a 令和4年度高知県入札参加資格者名簿の写し b 本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書(写し可) ※滞納がないことの証明書を提出してください。事業を開始したばかりで、課税されていない場合も提出が必要です。 ※公募開始日以降に取得したものに限りません。 ※滞納のない証明書が発行されない場合は、直近事業年度の納税証明書を提出してください。	各1部

様式名	提出書類の名称	説明	部数
		c 本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可) ※公募開始日以降に取得したものに限りません。 ※納税証明書の「その3」又は「その3の3」を提出してください。「その1」及び「その2」は不可です。	

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

(3) 提出期限

令和5年4月25日(火)午後5時 必着

(4) 提出先

〒780-8570 住所 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県 農業振興部 農業イノベーション推進課 TEL 088-821-4514

(5) 資格要件の確認

高知県農業振興部農業イノベーション推進課において、提出のあった参加資格審査申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了しましたら、確認結果を令和5年4月28日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(6) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加資格審査申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

11 応募申請書の作成及び提出

本事業の参加を予定している者から、応募申請書(4号様式)に各種提出書類を添えて申込みを受け付けます。

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和5年5月10日(水)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-8570 住所 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

12 審査

別途定める「高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金審査要領」のとおり。

13 審査結果の通知

審査結果は、令和5年5月下旬に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

【高知県情報公開条例】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

14 日程

令和5年4月3日(月)	募集開始
令和5年4月14日(金)	説明会
令和5年4月25日(火)	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和5年5月10日(水)	応募申請書の提出締切り
令和5年5月23日(火)	審査委員会
令和5年5月下旬	審査結果通知 補助金交付に向けた調整・手続き
令和5年6月中旬	交付決定・補助事業開始

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 補助金交付の決定者以外の事業計画書の内容については、提案者の承諾なしに開示することはありません。
- (4) (3)に定めるものの他、提案者と県が協議した上で開示の合意に達した情報は開示します。高知県情報公開条例6条第1項第3号の規定に該当する情報は非開示となります。

【高知県情報公開条例】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

- (5) 選定された補助事業者以外の応募申請書の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

16 問合せ先

高知県 農業振興部 農業イノベーション推進課 次世代園芸推進担当
担当者 原田・手島
TEL 088-821-4514
FAX 088-873-5162
E-mail 160601@ken.pref.kochi.lg.jp

17 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 応募申請に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 応募申請書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがあります。
 - ① 提出書類に不備があった場合若しくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、県職員又は当該応募関係者に対して、当該応募に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ 当該応募手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (5) 事業計画書の提案者には、審査委員会への出席と事業計画書の内容に関する質疑応答を求めることがあります。
- (6) 本事業終了後、事業実施による効果を把握し、今後の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、ヒアリング等を行う場合がありますが、当該実施について御協力をお願いすることがあります。

